

被災された加入者及び関係者の皆様へ

私学共済からのお知らせ

被災された加入者の皆さまに対しまして私学事業団は、引き続き全力で支援策を進めてまいります。
今後も適切な情報をさまざまなかたちで発信してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

災害見舞金等の現地での受付・審査及び速やかな送金を行います！

災害見舞金ってなに？！

災害見舞金とは、加入者や被扶養者が水震火災などの非常災害にみまわれ、住居又は家財に損害を受けたときに、その損害に応じて見舞金として支給するものです。（*災害見舞金付加金の制度もあります。）
詳しくは、私学共済ホームページをご確認ください。

災害見舞金請求に必要な主な書類

- 1 災害見舞金・同付加金請求書、災害状況明細書
- 2 市区町村長又は消防署長の「り災証明書」（コピー可）
- 3 加入者証、運転免許証等加入者ご本人であることのわかる書類（学校の事務担当の方が、ご本人様に代わって請求することもできます。）
- 4 預金通帳など、加入者ご自身の銀行等口座がわかるもの
*上記の他にも書類が必要となる場合があります。

☆日程等

日	時	会場及び所在地
4月25日(月)	9:00~17:00	仙台ガーデンパレス
4月26日(火)	9:00~17:00	仙台市宮城野区榴岡 4-1-5
4月27日(水)	9:00~17:00	Tel.022 (299) 6211 (代表)

当日は、特例災害貸付の申込受付も行います。（任意継続加入者は、除きます。）
また、既に貸付けを受けている方で、償還猶予を希望される場合など、ご相談をお受けします。

☆今後の現地受付・審査の予定等【開催時間：9:00~17:00（一部開催時間が異なりますので、今後の情報にご注意ください。）】

開催日	会場及び日程等	
5月10日(火)~12日(木)	岩手県	盛岡市
5月10日(火)~12日(木)	茨城県	水戸市(10日)・筑西市(11日)・土浦市(12日)
5月17日(火)~18日(水)	岩手県	遠野市(17日)・花巻市(18日)
5月23日(月)~26日(木)	福島県	福島市(23日~24日)・郡山市(25日~26日)
5月24日(火)~26日(木)	岩手県・宮城県	一関市(24日)・仙台市(25日)・石巻市(26日)

*詳しくは、私学共済ホームページ等をご確認ください。

私学共済のお役立ち情報

病院にかかったとき

被災された加入者や被扶養者の方が病院にかかったときは、窓口での自己負担金については、お支払いいただく必要がありません。平成23年5月末まで（この期間は延長する場合があります。）

加入者証をなくしたとき

被災して加入者証や加入者被扶養者証を紛失しても、病院にかかれず。

病院の窓口で、①氏名、②生年月日、③加入者の勤務先学校名④私学共済の加入者又は被扶養者であることを申し出てください。

災害見舞品（品物に代えて3万円を支給します）

短期給付の災害見舞金付加金の支給を受ける方には、災害見舞品（通常、1万円相当のカタログギフト）に代えて現金3万円を支給します。自動でお支払いしますので、請求手続きは必要ありません。

貸付けを受けたいとき

被災された加入者の皆様が、当座の資金を必要とする場合や新たに住宅購入・新築等の際に資金を必要とする場合には、特例災害貸付と特例住宅貸付があります。対象となる方は、東日本大震災により被災された加入者です。貸付利率は、年 1.2% 償還回数は、貸付金額によって異なります。特例災害貸付と特例住宅貸付を受けるためには、災証明書が必要です。償還猶予の特例措置があります。

特例住宅貸付の貸付け条件等

貸付限度額	貸付申込時において、加入者がその所属する学校法人等を退職したとしたならば支給されることとなる退職手当額に 600 万円を加えた額（その額が 2,000 万円を超えるときは、2,000 万円）です。
償還回数	貸付金額に応じて 120・180・240・360 回からお選びいただけます。
団体信用生命保険	ご希望に応じて加入できます。（保険約款に従います。）
申込期間	災害発生日から 3 年以内

特例災害貸付の貸付け条件等

貸付限度額	標準給与の 6 カ月分（その額が 200 万円を超えるときは、200 万円）
申込期間	災害発生日から 1 年以内

*任意継続加入者は、貸付けを受けることはできません。

既に貸付けを受けているとき

既に貸付けを受けられている被災された加入者に対しては、ご希望に応じて償還猶予を行います。対象となる方は、東日本大震災により被災された加入者です。

対象となる貸付けの種類	一般貸付・教育貸付・結婚貸付・住宅貸付・災害貸付・医療貸付
償還猶予の申出手続き	災害発生日から 5 カ月以内に償還猶予申請書（任意用紙可）及び災証明書を提出してください。
償還猶予	申出により 2 年間を限度に償還を猶予します。猶予期間中の利息については、猶予期間終了後の償還開始時から一括又は分割払いにてお支払いいただけます。
償還猶予期間中の利率	年 1.2%

学校の事務担当の皆様へ

各種届出(加入者資格に関すること)について

資格事項に関する各種異動報告書や届出書等については、提出期限を延長しています。（当面 6 か月の間）被災された方の加入者証等、年金加入期間確認通知書及び資格証明書の再交付などについては、お電話等でも本人確認のうえ受け付けています。被災された学校法人等が、その事務連絡先を一時的に変更する場合は、電話等でもその申出を受け付けています。

加入者資格の特例について

学校法人等が被災したことにより、給与が一時的に遅配、減給もしくは無給となった場合、又は常時勤務に服しない場合であっても、雇用関係が継続している場合は、加入者資格を継続することとします。平成 23 年 3 月 1 日から 1 年間（この期間は延長する場合があります。）
*被災により学校法人等が事業を休止し、教職員が給与を受けとれない状態になった場合は、実際に離職していなくても雇用保険の失業手当を受給できる特例があります。詳しくはお近くのハローワークや県の労働局にお問い合わせください。

掛金の納付猶予等について

次の①及び②に該当する学校法人等については、掛金及び児童手当拠出金の納付（震災以後納期限が到来するもの）について平成 23 年 5 月 31 日まで猶予します。

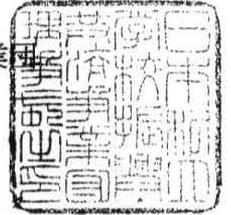
- ①青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県の地域に所在する学校法人等
 - ②今回の震災に伴い災害救助法の適用市町村（東京都を除きます。）に指定された地域に所在する学校法人等
- また、被災された学校法人等からの申請に基づき、原則として 1 年以内の期間に限って、掛金等の納付を猶予します。

東日本大震災に伴う私学共済の取扱いについてお問い合わせ ⇒ 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部
〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5 TEL 03(3813)5321(代表) <http://www.shigakukyosai.jp/>
e-mail kyosai.saigaitaisaku@tcn-catv.ne.jp
※Eメールでのお問い合わせの際には、住所・氏名(フリガナ)・電話番号(携帯電話可)などをご記入ください。

私共貸第 45 号
平成 23 年 4 月 15 日

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 河田 悌



**平成 23 年東日本大震災により被災された加入者の
皆様に対する貸付利率等の取扱いについて（お知らせ）**

平素から、私学事業団の業務につきましては、格別のご理解を賜り、厚くお礼申しあげます。

このたびの震災で、被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、加入者の皆様に対する貸付けの取扱いについては、平成 23 年 3 月 29 日付「平成 23 年東北地方太平洋沖地震等による被災に係る共済事務の取扱いについて（私事総 1362 号）」によりお知らせしているところですが、その中で貸付けの利率について、更なる軽減を図るよう検討させていただいておりました。このほど、私立学校教職員共済制度貸付規則（平成 10 年文部大臣承認）について一部改正し、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

また、被災された加入者の皆様に対する特例住宅貸付及び特例災害貸付の貸付け条件等についてもあわせてご案内します。

貴学校法人等所属の加入者の皆様にもご周知くださるようお願い申し上げます。

記

1 定期償還に係る償還猶予中の利率変更について

改正前	改正後
年 2.0%（固定）	年 1.2%（固定）

2 特例住宅貸付に係る貸付利率の変更について

改正前	改正後
年 1.2%（平成 23 年 5 月 2 日貸付まで） 年 1.3%（平成 23 年 6 月 2 日貸付から） ※預託金利率により変動	年 1.2%（固定） （東日本大震災の被災に伴う貸付け）

3 特例災害貸付に係る貸付利率の変更について

改正前	改正後
年 2.0%（固定）	年 1.2%（固定）

※改正後の貸付利率等の取扱いについては、裏面をご覧ください。

〔改正後の貸付利率等の取扱い〕

1 定期償還に係る償還猶予

対象となる方	東日本大震災による災害救助法適用市町村（平成 23 年 4 月 14 日現在では、東京都を除きます。）に居住の加入者
対象となる貸付けの種類	一般貸付・教育貸付・結婚貸付・住宅貸付・災害貸付・医療貸付
償還猶予の申出手続き	災害発生日から 5 カ月以内に償還猶予申請書（任意用紙可）及びり災証明書を提出してください。
償還猶予	申出により 2 年間を限度に償還を猶予します。 猶予期間中の利息については、猶予期間終了後の償還開始時から一括又は分割払いにてお支払いいただきます。
償還猶予期間中の利率	年 1.2%

2 特例住宅貸付の貸付け条件等

対象となる方	東日本大震災により被災された加入者
貸付限度額	貸付申込時において、加入者がその所属する学校法人等を退職したとしたならば支給されることとなる退職手当額に 600 万円を加えた額（その額が 2,000 万円を超えるときは、2,000 万円）です。
償還回数	貸付金額に応じて 120・180・240・360 回からお選びいただけます。
団体信用生命保険	ご希望に応じて加入できます。（保険約款に従います。）
必要な添付書類	住宅貸付の添付書類及びり災証明書
申込期間	災害発生日から 3 年以内
償還猶予	申出により 2 年間を限度に償還を猶予します。 猶予期間中の利息については、猶予期間終了後の償還開始時から一括又は分割払いにてお支払いいただきます。
貸付利率	年 1.2%

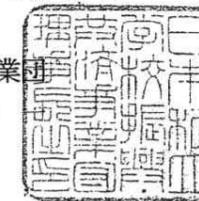
3 特例災害貸付の貸付け条件等

対象者	東日本大震災により被災された加入者
貸付限度額	標準給与の 6 カ月分（その額が 200 万円を超えるときは、200 万円）
添付書類	り災証明書
申込期間	災害発生日から 1 年以内
償還猶予	申出により 2 年間を限度に償還を猶予します。 猶予期間中の利息については、猶予期間終了後の償還開始時から一括又は分割払いにてお支払いいただきます。
貸付利率	年 1.2%

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 河田 悌



東日本大震災により被災された加入者の皆様への災害見舞金等の
現地受付及び給付金等の早期支払の実施について

このたびの東日本大震災により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当事業団では職員を派遣して、大震災により住居、家財に損害を受けられた加入者の皆様に対し、下記のとおり災害見舞金等の請求及び特例災害貸付の申込みを現地で受付・審査し、給付金又は貸付金を速やかに送金することといたします。

つきましては、該当する加入者の皆様に対しまして、関係書類をご用意いただき、ご来場くださるようご案内いただきたくお願い申し上げます。

なお、ご来場いただく方は加入者ご本人、学校法人等の事務担当者のどちらでも結構です。

記

I 日時及び会場

月 日	時 間	会 場 及 び 所 在 地
4 月 25 日 (月)	9 : 00 ~ 17 : 00	仙台ガーデンパレス
4 月 26 日 (火)	9 : 00 ~ 17 : 00	仙台市宮城野区榴岡 4-1-5
4 月 27 日 (水)	9 : 00 ~ 17 : 00	Tel. 022 (299) 6211

※ なお、この期間においては、学校法人等への災害復旧に対する融資等（私学振興事業本部の業務）に関する相談窓口も開設いたします。

II お取り扱いする業務

1. 災害見舞金、同付加金請求書その場で受付・審査し、給付金を早期に支払うための処理を行います。（災害見舞金、同付加金の支給条件は、参考の上欄をご参照ください。）

(1) 請求手続

ご用意いただく書類等	
①災害見舞金・同付加金請求書	} 当日会場にも用意してありますが、ホームページからも取得できます。(注1)
②災害状況明細書	
③市区町村長又は消防署長の「り災証明書」(コピー可) (注2)	
④加入者証、運転免許証等加入者ご本人であること、又は学校法人等の事務担当者であることを確認できる書類	
⑤預金通帳、キャッシュカード等加入者ご自身の銀行等口座であることを確認できる書類等 (学校への送金の場合は不要です。)(注3)	

※なお、確認できる書類がない場合は、郵便振替払出証書による送金となります。

(注1) 請求書には、学校法人等の証明が必要となりますが、震災により学校法人等の事

【参 考】

災害見舞金、災害見舞金付加金は、加入者、被扶養者が水震火災その他非常災害により、住居又は家財に損害を受けたとき、その損害に対する見舞金として支給される給付です。

〔支給条件〕

下表左欄に掲げる損害の程度(基準)に該当した場合に、右欄に定める月数を標準給与の月額に乗じた額が災害見舞金として支給されます。また、災害見舞金の額の60%に相当する金額が災害見舞金付加金として支給されます。なお、住居又は家財の損害が下表に該当しない場合は災害見舞金が支給されませんが、1/5以上1/3未満の損害を受けた場合は標準給与の月額の50%が災害見舞金付加金として支給されます。

なお、この他に災害見舞品に代えて3万円を別途支給します。

損 害 の 程 度	災害 見舞金	同付加金	合計
	月数	月数	月数
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	3 か月	1.8 か月	4.8 か月
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	2 か月	1.2 か月	3.2 か月
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	1 か月	0.6 か月	1.6 か月
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	0.5 か月	0.3 か月	0.8 か月
住居又は家財に5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき	—	0.5 か月	0.5 か月

平家屋の浸水の場合で損害額の算出が困難な場合

浸 水 の 程 度	災害 見舞金	同付加金	合計
	月数	月数	月数
床上 30cm以上	0.5 か月	0.3 か月	0.8 か月
床上 120cm以上	1 か月	0.6 か月	1.6 か月

〔特例災害貸付の貸付条件等〕

(1) 貸付対象	加入者が激甚災害(東日本大震災)により被災された場合
(2) 貸付限度額	標準給与の月額6か月分(ただし、その額が200万円を超えるときは200万円)
(3) 貸付日	平成23年5月2日
(4) 償還猶予	お申出により2年間に限度に償還を猶予します。
(5) 貸付利率	年1.2%(償還猶予期間中の利率は年1.2%)

務的対応が困難な状況にある場合には、特例的に学校法人等の証明を省略できることとします。

(注2) 「り災証明書」の入手が困難で用意できない場合、後日提出する旨の「誓約書」にご記入のうえ提出していただくこととなります。(「誓約書」は会場にも用意してあります。)

(注3) 郵貯口座への送金を希望される場合は、貯金通帳をご持参ください。

(2) 給付金の送金

災害見舞金等の給付金は、受付日の翌日もしくは翌々日(金融機関の営業日)にご指定の預金口座に送金します。

※ 加入者の預金口座への送金の特例

学校が指定する給付金受取口座への送金を原則としますが、このたびの現地での取扱いについては、震災により学校法人等の事務的対応が困難な状況にあることや現地で受付する災害見舞金等の給付金を一刻も早く加入者のお手元に届けるため、加入者個人の預金口座へ送金できるようにいたします。その場合、加入者個人の預金口座を「申出書」にご記入のうえ提出していただきます。(「申出書」は会場に用意してあります。)

なお、やむを得ない事情(預金通帳等紛失のため口座番号が不明な場合等)により銀行等預金口座への送金ができない場合は、郵便振替払出証書にて送金することになりますが、同証書がお手元に届くまで2週間程度の日数を要しますのでご了承ください。(極力、銀行等預金口座への送金の利用をお願いします。)

(3) 災害見舞品

災害見舞金付加金を受給できる加入者に、災害見舞品(通常、1万円相当のカタログギフト)に代えて3万円をあわせて送金します。(あらためて、請求書を提出していただく必要はありません。)

(4) お問い合わせ

給付金等の請求について、ご不明な点がございましたら業務部短期給付課又は現地にてお問い合わせください。

2. 特例災害貸付申込書をその場で受付・審査し、貸付金を早期に支払うための処理を行います。(貸付条件は、参考の下欄「特例災害貸付の貸付条件等」をご参照ください。)

(1) 申込手続

ご用意いただく書類等
①貸付申込書(注1)
②借用証書
③市区町村長又は消防署長の「り災証明書」(コピー可)(注2)
④来場者の印鑑(来場者が借受人である加入者でない場合は、加入者が来場者へ貸付申込を委任した旨の委任状をご持参ください。)

(注1) あらかじめ、学校法人等の証明を受けてご持参ください。なお、学校法人等が被災したことにより学校法人等の代表者印が押印できない場合は、代表者の個人印でも受け付けることとします。(代表者の個人印の押印も困難な場合には、ご相談ください。)

(注2) 「り災証明書」の入手が困難で用意できない場合、本人の理由書と本人が被災された旨の学校法人等の証明書(併記可)をご提出ください。(任意の用紙で構いませんが、事業団ホームページでも取得できます。)

(2) 貸付金の送金

特例災害貸付金は、受付日の翌日又は翌々日(金融機関の営業日)に学校法人等に送金します。なお、今回の貸付日については、平成23年5月2日として取り扱います。

※ 震災により学校法人等の受取口座が使用できない場合は、事前に福祉部貸付課までご相談ください。

(3) 償還猶予の申出

申出により2年間を限度に償還を猶予します。猶予を希望される方は「償還猶予申請書」をご提出ください。償還猶予期間中の利息は、年1.2%で、猶予期間終了後の償還開始時から一括又は分割払いにてお支払いいただきます。(「償還猶予申請書」は会場にも用意してあります。)

(4) お問い合わせ

貸付の申込みについて、ご不明な点がございましたら福祉部貸付課又は現地にてお問い合わせください。

III その他の地区での実施予定

災害見舞金、同付加金及び特例災害貸付の業務につきまして、次の地区においても実施する予定です。現在、会場等の手配等準備を進めておりますので、詳細が決まりましたら、あらためてご案内いたします。

会場予定地	実施予定週
盛岡市	5月第2週を予定
水戸市、筑西市、土浦市	
花巻市、遠野市	5月第3週を予定
福島市、郡山市	5月第4週を予定
一関市、仙台市、石巻市	5/25(水)

(お問い合わせ先)

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

○ 災害見舞金に関すること 業務部短期給付課

○ 特例災害貸付に関すること 福祉部貸付課

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

TEL 03-3813-5321 (代表)

http://www.shigakukyosai.jp/

e-mail kyousai.saigaitaisaku@tcn-catv.ne.jp

※Eメールにてお問い合わせの際には、住所・氏名(フリガナ)・電話番号(携帯電話可)などをご記入ください。

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 河田 悌



東日本大震災により被災された加入者の皆様への災害見舞金等の
現地受付及び給付金等の早期支払の実施について

このたびの東日本大震災により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当事業団では職員を派遣して、大震災により住居、家財に損害を受けられた加入者の皆様に対し、下記のとおり災害見舞金等の請求及び特例災害貸付の申込みを現地で受付・審査し、給付金又は貸付金を速やかに送金することといたします。

つきましては、該当する加入者の皆様に対しまして、関係書類をご用意いただき、ご来場くださるようご案内いただきたくお願い申し上げます。

なお、ご来場いただく方は加入者ご本人、学校法人等の事務担当者のどちらでも結構です。

記

I 日時及び会場（『私学共済 災害見舞金等 請求受付会場』と表示します。）

県	開催地	会場及び所在地	開催日	時間
岩手県	盛岡市	マリオス 188 会議室 (18 階)	5/10(火)～	9:00～17:00
		盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 TEL:019-621-5000	5/12(木)	
	遠野市	あえりあ遠野 やまぼうし	5/17(火)	9:00～17:00
		遠野市新町 1-10 TEL:0198-60-1703		
花巻市	グランシエール花巻 瑠璃の間	5/18(水)	9:00～17:00	
	花巻市大通り 1-6-7 TEL:0198-22-7777			
一関市	岩手日報社一関支社 2 階	5/24(火)	9:00～17:00	
宮城県	仙台市	仙台ガーデンパレス 5 階 多賀	5/25(水)	9:00～17:00
		仙台市宮城野区榴岡 4-1-5 TEL:022-299-6211		
石巻市	石巻専修大学 2101 教室 (2 号館)	5/26(木)	10:00～16:30	
	石巻市南境新水戸 1 TEL:0225-22-7711			
福島県	福島市	サンルートプラザ福島 桜	5/23(月)～	9:00～17:00
		福島市大町 7-11 TEL:024-525-2211	5/24(火)	
郡山市	郡山ビューホテル パラシオ	5/25(水)～	9:00～17:00	
	郡山市中町 3-1 TEL:024-924-1111	5/26(木)		
茨城県	水戸市	茨城県開発公社ビル 中会議室 4	5/10(火)	9:00～17:00
		水戸市笠原町 978-25 TEL:029-301-7003		
	筑西市	茨城県筑西合同庁舎 3 階 第 2 会議室	5/11(水)	9:30～16:00
筑西市二木成 615 TEL:0296-24-9061				
土浦市	茨城県土浦合同庁舎第一分庁舎 3 階 第 3 会議室	5/12(木)	9:30～16:00	
		土浦市真鍋 5-17-26 TEL:029-822-7038		

【参考】

災害見舞金、災害見舞金付加金は、加入者、被扶養者が水震火災その他非常災害により、住居又は家財に損害を受けたとき、その損害に対する見舞金として支給される給付です。

なお、この他に災害見舞品に代えて 3 万円を別途支給します。

〔支給条件〕

下表左欄に掲げる損害の程度（基準）に該当した場合に、右欄に定める月数を標準給与の月額に乗じた額が災害見舞金として支給されます。また、災害見舞金の額の 60% に相当する金額が災害見舞金付加金として支給されます。なお、住居又は家財の損害が下表に該当しない場合は災害見舞金が支給されませんが、1/5 以上 1/3 未満の損害を受けた場合は標準給与の月額の 50% が災害見舞金付加金として支給されます。

損害の程度	災害見舞金	同付加金	合計
	月数	月数	月数
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	3 か月	1.8 か月	4.8 か月
1 住居及び家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	2 か月	1.2 か月	3.2 か月
1 住居及び家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	1 か月	0.6 か月	1.6 か月
1 住居又は家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき 住居又は家財に 5 分の 1 以上 3 分の 1 未満の損害を受けたとき	0.5 か月	0.3 か月	0.8 か月
	—	0.5 か月	0.5 か月

平家屋の浸水の場合で損害額の算出が困難な場合

浸水の程度	災害見舞金	同付加金	合計
	月数	月数	月数
床上 30cm 以上	0.5 か月	0.3 か月	0.8 か月
床上 120cm 以上	1 か月	0.6 か月	1.6 か月

〔特例災害貸付の貸付条件等〕

(1) 貸付対象	加入者が激甚災害（東日本大震災）により被災された場合
(2) 貸付限度額	標準給与の月額の 6 か月分（ただし、その額が 200 万円を超えるときは 200 万円）
(3) 貸付日	平成 23 年 6 月 2 日
(4) 償還猶予	お申出により 2 年間を限度に償還を猶予します。
(5) 貸付利率	年 1.2%（償還猶予期間中の利率は年 1.2%）

23.4.25

II お取り扱いする業務

1. 災害見舞金、同付加金請求書をその場で受付・審査し、給付金を早期に支払うための処理を行います。(災害見舞金、同付加金の支給条件は、参考の上欄をご参照ください。)

(1) 請求手続

ご用意いただく書類等	
①災害見舞金・同付加金請求書(注1)	} 当日会場にも用意してありますが、ホームページからも取得できます。
②災害状況明細書(注2)	
③市区町村長又は消防署長の「り災証明書」(コピー可)(注3)	
④加入者証、運転免許証等加入者ご本人であること、又は学校法人等の事務担当者であることを確認できる書類	
⑤預金通帳、キャッシュカード等加入者ご自身の銀行等口座であることを確認できる書類等(学校への送金の場合は不要です。)(注4)	
※なお、確認できる書類がない場合は、郵便振替払出証書による送金となります。	

(注1) 請求書には、学校法人等の証明が必要となりますが、震災により学校法人等の事務的対応が困難な状況にある場合には、特例的に学校法人等の証明を省略できることとします。

(注2) 災害状況明細書については、あらかじめご記入のうえお持ちいただくこともできますが、明細書の準備ができない場合でも被災による損害の状況をその場でお聞かせいただくことにより確認し、明細書を作成していただくこともできます。その場合は、損害の状況を詳しくご説明いただける方にご来場いただくか、損害の状況のわかる写真などをご用意いただくようお願いいたします。

(注3) 「り災証明書」の入手が困難で用意できない場合、後日提出する旨の「誓約書」にご記入のうえ提出していただくこととなります。「誓約書」は会場にも用意してあります。

(注4) 郵貯口座への送金を希望される場合は、貯金通帳をご持参ください。

(2) 給付金の送金

災害見舞金等の給付金は、受付日の翌日もしくは翌々日(金融機関の営業日)にご指定の預金口座に送金します。

※ 加入者の預金口座への送金の特例

学校が指定する給付金受取口座への送金を原則としますが、このたびの現地での取扱いについては、震災により学校法人等の事務的対応が困難な状況にあることや現地で受付する災害見舞金等の給付金を一刻も早く加入者のお手元に届けるため、加入者個人の預金口座へ送金できるようにいたします。その場合、加入者個人の預金口座を「申出書」にご記入のうえ提出していただきます。「申出書」は会場に用意してあります。

なお、やむを得ない事情(預金通帳等紛失のため口座番号が不明な場合等)により銀行等預金口座への送金ができない場合は、郵便振替払出証書にて送金することとなりますが、同証書がお手元に届くまで2週間程度の日数を要しますのでご了承ください。(極力、銀行等預金口座への送金の利用をお願いします。)

(3) 災害見舞品

災害見舞金付加金を受給できる加入者に、災害見舞品(通常、1万円相当のカタログギフト)に代えて3万円をあわせて送金します。(あらためて、請求書を提出していただく必要はありません。)

(4) お問い合わせ

給付金等の請求について、ご不明な点がございましたら業務部短期給付課又は現地にてお問い合わせください。

2. 特例災害貸付申込書をその場で受付・審査し、貸付金を早期に支払うための処理を行います。(貸付条件は、参考の下欄「特例災害貸付の貸付条件等」をご参照ください。)

(1) 申込手続

ご用意いただく書類等
①貸付申込書(注1)
②借用証書
③市区町村長又は消防署長の「り災証明書」(コピー可)(注2)
④来場者の印鑑(来場者が借受人である加入者でない場合は、加入者が来場者へ貸付申込を委任した旨の委任状をご持参ください。)

(注1) あらかじめ、学校法人等の証明を受けてご持参ください。なお、学校法人等が被災したことにより学校法人等の代表者印が押印できない場合は、代表者の個人印でも受け付けることとします。(代表者の個人印の押印も困難な場合には、ご相談ください。)

(注2) 「り災証明書」の入手が困難で用意できない場合、本人の理由書と本人が被災された旨の学校法人等の証明書(併記可)をご提出ください。(任意の用紙で構いませんが、事業団ホームページでも取得できます。)

(2) 貸付金の送金

特例災害貸付金は、受付日の翌日又は翌々日(金融機関の営業日)に学校法人等に送金します。なお、今回の貸付日については、平成23年6月2日として取り扱います。

※ 震災により学校法人等の受取口座が使用できない場合は、事前に福祉部貸付課までご相談ください。

(3) 償還猶予の申出

申出により2年間に限度に償還を猶予します。猶予を希望される方は「償還猶予申請書」をご提出ください。償還猶予期間中の利息は、年1.2%で、猶予期間終了後の償還開始時から一括又は分割払いにてお支払いいただきます。「償還猶予申請書」は会場にも用意してあります。

(4) お問い合わせ

貸付の申込みについて、ご不明な点がございましたら福祉部貸付課又は現地にてお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部
 ○ 災害見舞金に関すること 業務部短期給付課
 ○ 特例災害貸付に関すること 福祉部貸付課
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
 TEL 03-3813-5321 (代表)
<http://www.shigakukyosai.jp/>
 e-mail kyosai.saigaitaisaku@tcn-catv.ne.jp

※Eメールにてお問い合わせの際には、住所・氏名(フリガナ)・電話番号(携帯電話可)などをご記入ください。

私学事業団における東日本大震災対応の概要等

東日本大震災（以下「大震災」という。）発生後、私立学校教職員共済制度においても直ちに所要の措置を講じてきました。

さらに、平成 23 年 5 月 2 日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号。以下「財特法」という。）及び関係政省令が交付、施行されたことに伴い、特例措置を行うこととなりました。

ここでは、私学事業団における東日本大震災対応の概要等について、ご案内します。

目次

1	資格関係	1
1)	加入者資格の特例措置	1
2)	資格事項に関する各種異動報告書等の提出期限の延長	1
3)	加入者証等の再交付、年金加入期間確認通知書及び資格証明書の交付	1
4)	被災学校法人等の事務連絡先の一時的変更	1
5)	標準給与の改定の特例（財特法第 38 条関係）	1
2	短期給付関係	4
1)	医療機関の窓口で支払う自己負担額の免除の特例（財特法第 40 条関係）	4
2)	標準給与の改定の特例を行った加入者の短期給付	5
3)	労災保険等と短期給付の調整	6
4)	災害見舞金等の請求	7
3	掛金関係	8
1)	掛金・児童手当拠出金及び任意継続掛金にかかる納期限の延長の取り扱い	8
2)	掛金免除の特例（財特法第 42 条関係）	9
4	長期給付関係	9
1)	65 歳時における年金請求の特例	9
2)	退職共済年金の額の改定の特例（財特法省令第 2 条関係）	10
3)	その他、私学共済制度における取り扱い	11
5	保健関係	11
1)	積立貯金関係	11
2)	積立共済年金関係	11
3)	共済定期保険関係	12
4)	人間ドック関係	12
6	貸付関係	12
1)	定期償還期限の延長	12
2)	特例住宅貸付及び特例災害貸付	13
7	施設関係	14
8	共通事項	14
	・死亡にかかる給付の支給に関する特例（財特法第 41 条関係）	14
	特定被災区域・特定被災区域に準ずる市町村の一覧	15

資格関係

1) 加入者資格の特例措置

- (1) 学校等が被災したことにより、給与が一時的に遅配、減給もしくは無給となった場合、又は常時勤務に服しない場合であっても、雇用関係が継続している場合は、加入者資格を継続することとします。
- (2) 大震災以後、被災された学校等に使用されることとなった者についても、上記(1)と同様の取り扱いとします。
- (3) 対象地域は東日本大震災により被害を受けた地域（「災害救助法の適用市町村（東京都を除く。）」）です。
- (4) 適用期間
平成 23 年 3 月 11 日から 1 年間とします。

* 学校等が被災したことにより事業を休止したために、教職員が給与を受けとれない状態になった場合は、実際に離職していなくても雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。詳しくはお近くのハローワークや労働局にお問い合わせください。

2) 資格事項に関する各種異動報告書等の提出期限の延長

届出書等については、それぞれ提出期限が定められていますが、それらの提出期限を延長します（当面 6 か月の間）。なお、提出の際は平成 23 年東日本大震災によって提出が遅れた旨、お申し出ください。

3) 加入者証等の再交付、年金加入期間確認通知書及び資格証明書の交付

電話等による申し出も本人確認のうえ受け付けます。

4) 被災学校法人等の事務連絡先の一時的変更

電話等でもその申し出を受け付けます。

5) 標準給与の改定の特例（財特法第 38 条関係）

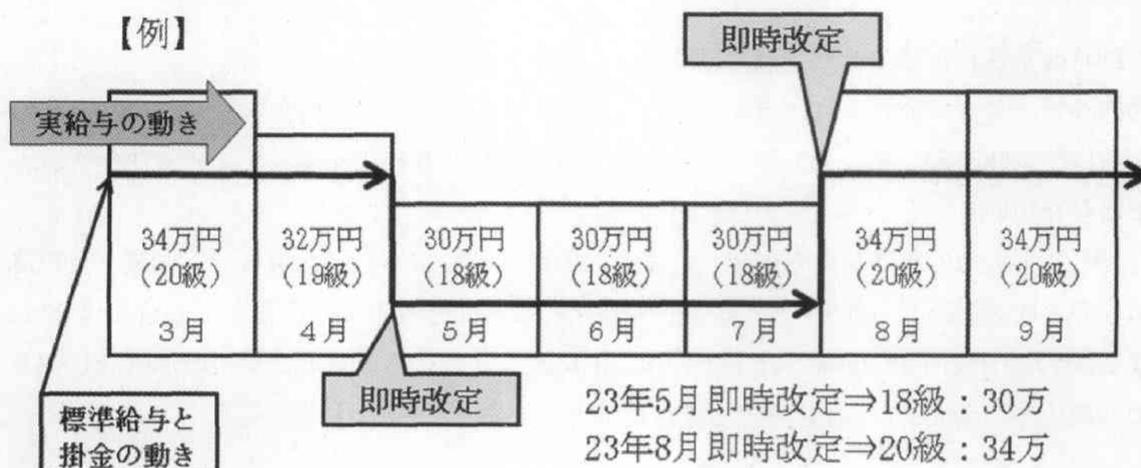
平成 23 年 3 月 11 日時点で特定被災区域（特定被災区域に準ずる市町村を含む。）に所在していた学校等が大震災による被害を受けたことにより、加入者に支給する給与額が著しく低下又は上昇した場合に、速やかに掛金の算定基礎となる標準給与を改定することができるよう、以下のとおり取り扱います。

(1) 給与の額が著しく低下又は上昇した場合

平成 23 年 3 月から平成 24 年 2 月までのいずれかの月に受けた給与の額が、その月の標準給与の基礎となった給与月額に比べて著しく低下（標準給与の等級が 2 等級以上変動することとなる給与の変動をいう。）した場合、その著しく低下した月から標準給与を改定（以下「即時改定」という。）することができます。

また、即時改定が行われた月の翌月から平成 24 年 2 月までのいずれかの月に受けた給与の額が、著しく上昇した場合は、その著しく上昇した月から標準給与を改定することができます。

なお、従前の標準給与の等級が第 2 級の場合で、その給与月額が 95,000 円未満になったときは第 1 級に、また、95,000 円未満の給与月額が 101,000 円以上 107,000 円未満になったときは第 2 級にそれぞれ即時改定することができます。



* 給与の額が著しく低下又は上昇した場合とは、学校等において授業が行えないこと等により、給与が支払われない場合を含みます。また、この場合、固定的給与の変動があったものとして取り扱います。

(2) 即時改定の特例の要件

学校等が大震災による被害を受けたこととは、以下に掲げる場合をいいます。

- ① 大震災により学校等が損壊（設備の損壊等も含む。）するなど直接的な被害が生じている場合
- ② 授業等を行うために必要な電気、ガス、水道等の施設の被害や道路の遮断等により被害が生じている場合
- ③ 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に、平成 23 年 3 月 11 日において現に学校等が所在していた場合
なお、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による内閣総理大臣の屋内退避指示の対象地域に同日において現に学校等が所在していた場合についても、別に定める日までは特例の対象となります。
- ④ その他上記①から③に準じた理由により、学校等が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に授業が行えないこと等（警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に居住する児童生徒等が当該区域外に避難することにより授業が行えない場合等を含む。）を余儀なくされたと判断される場合

(3) 即時改定に関する届出方法

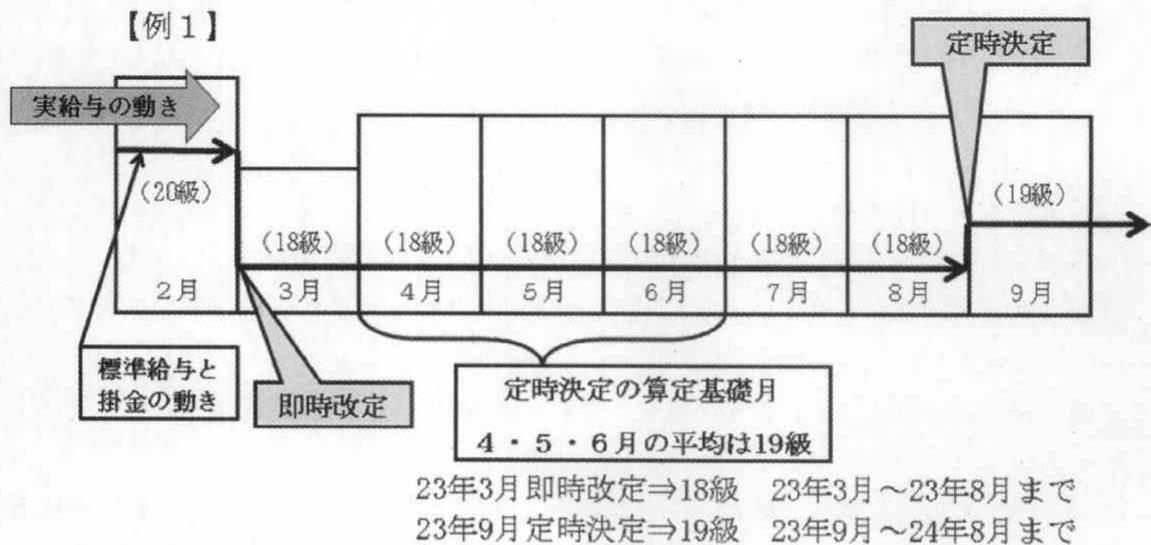
「標準給与改定届書」(様式第7号)を使用し、算定基礎月の「1月目」欄に著しく低下した月又は上昇した月の給与月額を、「平均額」欄には、1月目の給与月額を記入してください。

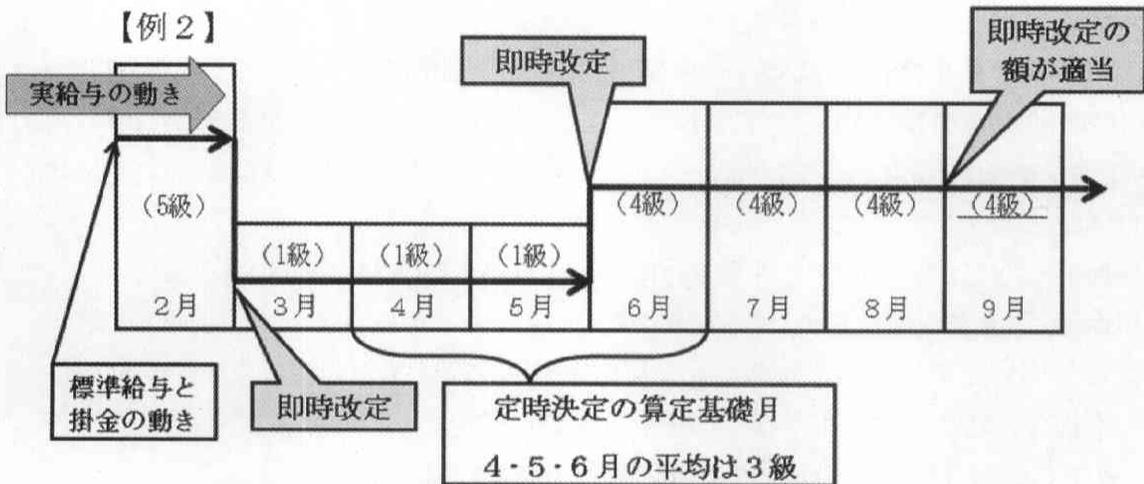
また、「改定事由」欄に「特例措置による即時改定」と朱書きし、学校等が被害を受けたことを明らかにできる書類(り災証明書等)及び給与台帳の写しを添えて提出してください。

(4) 即時改定された標準給与の適用期間

即時改定によって改定された標準給与は平成23年8月までの標準給与とし、平成23年9月からは、定時決定(平成23年4月、5月、6月の給与月額の平均額)により決定された標準給与を用いることとします。【例1】

ただし、平成23年4月から同年6月までの間に即時改定があった場合で、同年7月以降の給与の実態を鑑みて、定時決定するよりも特例による即時改定の標準給与が適当な場合は、平成23年7月から平成24年2月までの間に即時改定又は通常の随時改定が行われない限り、その標準給与が平成24年8月までの標準給与となります。【例2】





23年3月即時改定⇒1級 23年3月～23年5月まで
 23年6月即時改定⇒4級 23年6月～23年8月まで
 23年9月定時決定(3級)⇒4級(即時改定)が適当 23年9月～24年8月まで

(5) 即時改定を行わない場合

- ① 一時的に給与の一部又は全部が遅配された場合
- ② 育児休業中の場合

短期給付関係

1) 医療機関の窓口で支払う自己負担額の免除の特例（財特法第 40 条関係）

事業団では、加入者並びに被扶養者のうち、次の免除認定者に該当する場合、一部負担金を免除することとします。また、財特法施行により入院時食事療養費等にかかる自己負担額についても免除することとします。（一部負担金等の免除の特例）

免除認定者の要件

次のいずれかの要件に該当する加入者又は被扶養者

- ① 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者（同日以降、他の市町村に転入した者を含む。以下同じ。）であって、大震災により住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの
- ② 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの
- ③ 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災により主たる生計維持者が行方不明であるもの
- ④ 原子力災害対策特別措置法の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避にかかる内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っているもの
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定にかかる原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの
- ⑥ その他上記①から⑤までに準ずる者として事業団が認めたもの

(1) 免除の対象となる一部負担金等

- ・ 一部負担金
- ・ 入院時食事療養費にかかる標準負担額
- ・ 入院時生活療養費にかかる標準負担額
- ・ 保険外併用療養費にかかる自己負担額
- ・ 訪問看護療養費にかかる自己負担額
- ・ 家族療養費にかかる自己負担額
- ・ 家族訪問看護療養費にかかる自己負担額

(2) 免除する期間

- ・ 要件①～③に該当する者は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日まで
 - ・ 要件④、⑤に該当する者は、それぞれの指示のあった日から平成 24 年 2 月 29 日まで
- ただし、平成 24 年 2 月 29 日以前でも、以下の条件に該当した日以降は免除されません。

◇ 要件③に該当した者の主たる生計維持者の行方が明らかとなったとき

◇ 要件④、⑤に該当した者に対する当該指示が解除されたとき

◇ 入院時食事療養費及び入院時生活療養費にかかる標準負担額については、厚生労働大臣が別に定める日（平成 23 年 8 月 31 日予定）

(3) 免除の手続き

- ・ 6 月末まで延長となった医療機関の窓口負担の猶予の対象となっている一部負担金等については、免除申請を省略することができます。
- ・ **平成 23 年 7 月 1 日以降**、一部負担金等の免除を受けるには、私学事業団に免除申請をして、窓口で加入者証又は加入者被扶養者証のほか「**一部負担金等免除証明書**」の提示が必要となります。

* 免除申請のための手続書類については、準備が整い次第あらためてお知らせします。

(4) 免除認定者が一部負担金等を支払ったとき

免除認定者が以下の一部負担金等を支払っている場合は、私学事業団に申請することにより還付を受けることができます。

- ・ 平成 23 年 7 月 1 日以降に医療機関等にかかる際に、免除認定者に該当する者が、「一部負担金等免除証明書」の提示ができず、一部負担金等を支払ったとき
- ・ 平成 23 年 3 月 11 日以降の医療機関等への受診の際に、免除認定者に該当する者が、窓口負担の猶予を受けず、一部負担金等を支払ったとき

* 還付申請のための手続書類については、準備が整い次第あらためてお知らせします。

2) 標準給与の改定の特例を行った加入者の短期給付

標準給与を基に算定する給付については、特定被災区域（特定被災区域に準ずる市町村を含む。）に所在していた学校等が大震災による被害を受けたことによる標準給与の改定の特例を行っても、連動して給付額が減少しないように、改定前の標準給与に基づき支給します。

【対象となる給付】

(1) 大震災前に受給権を有し、既に支給、又は受給の要件を満たしている次の給付

- ① 傷病手当金・傷病手当金付加金

傷病手当金・傷病手当金付加金の支給期間（待機期間を含む。）に平成 23 年 3 月 11 日が含まれているとき、又は平成 23 年 3 月 11 日時点で既に当該傷病のため休業（欠勤）しているが、給与が全額支給されているか、傷病手当金基本額以上の給与が支給されているとき

② 出産手当金

出産の日（出産の日が出産予定日後のときは出産の予定日）以前 42 日から出産の日後 56 日までの間に平成 23 年 3 月 11 日が含まれているとき

③ 休業手当金

休業手当金の支給期間に平成 23 年 3 月 11 日が含まれているとき

(2) 大震災が原因で受給権が発生した次の給付

① 弔慰金・家族弔慰金

大震災によって加入者・被扶養者が死亡したとき

② 傷病手当金・傷病手当金付加金

大震災により発症した傷病のため休業（欠勤）し給与が減額されたとき

注)大震災により発症した傷病であることを明らかにする書類の添付が必要になります。

③ 休業手当金

大震災により欠勤し給与が減額されたとき

④ 災害見舞金・災害見舞金付加金

大震災によって加入者が、その住居又は家財に損害を受けたとき

なお、標準給与の改定の特例による改定前の標準給与を算定基礎にする休業給付（傷病手当金・傷病手当金付加金、出産手当金、休業手当金）は、平成 24 年 2 月 29 日までの分に限りません。

また、改定後の標準給与が改定前の標準給与よりも高い場合は、改定後の標準給与を算定基礎に、給付額を計算します。

3) 労災保険等と短期給付の調整

短期給付には、労災保険等の給付が支給されると、私学事業団からは支給できない給付があります。これらの給付を私学事業団から支給され、労災保険等の給付も受けた場合、支給された給付を私学事業団に返還しなければなりません。

今回の大震災による被災が勤務中や通勤途上であった場合は、労災保険の給付の対象となる可能性があります。また、大震災で事業所が被災した場合は、雇用保険失業給付の特例措置に該当する可能性もあります。詳しくは、最寄りの労働基準監督署又はハローワークにご相談ください。

(1) 労災保険等の給付と調整が必要な短期給付

・ 傷病手当金・傷病手当金付加金 ⇔ 労災保険休業（保障）給付

* ただし、傷病手当金は、職務上（通勤途上）として決定するまでの間、仮払いする

ことができます。

- ・ 休業手当金 ⇔ 労災保険休業（保障）給付等
- ・ 埋葬料・家族埋葬料 ⇔ 労災保険の葬祭料（葬祭）給付
- ・ この他、医療機関等にかかったときの療養の給付や療養費、家族療養費なども労災保険の給付と調整が必要になります。

(2) 労災保険等の受給状況の確認

労災保険等の受給状況の確認については、請求書の提出後に私学事業団から送付する「状況報告書」等を提出していただくことにより、第三者加害行為の有無と併せて確認していますが、大震災が原因で受給権が発生した給付の場合、あらかじめ以下の書類を添付して請求すると速やかにお支払いできます。

- ① 大震災により発症した傷病による傷病手当金・傷病手当金付加金
→ 労災保険に該当しない旨の確認書
又は
→ 労災保険決定までの仮払い依頼書及び労災保険決定後の返還誓約書
- ② 大震災により死亡（推定による死亡を含む。）した加入者の埋葬料
→ 労災保険対象外、又は労災保険を請求しない旨を明記した口述書

4) 災害見舞金等の請求

震災等により家財、又は住居の 1/5 以上の損害を受けた場合に、災害見舞金や災害見舞金付加金の対象となります。

(1) 請求手続き上の特例

今回の大震災によるこれらの給付金の支給について、早期に支払えるよう以下のとおり取り扱います。

- ・ 「り災証明書」について、原本でなく写しでも受け付けます。
- ・ 「り災証明書」の交付依頼者（請求者）が加入者以外の場合でも、り災証明の対象となる家屋等が、加入者又は被扶養者の居住している建造物であることが明らかであれば、受け付けます。
- ・ 「り災証明書」の添付が困難な場合は、後日、り災証明書を提出する旨の「誓約書」を添付することで請求を可能とし、「災害状況明細書」の記入内容に基づき損害の程度を判定します。なお、後日、提出された「り災証明書」と判定した損害の程度に差異が確認されたときは、災害見舞金等の追加支給を行います。
- ・ 「り災証明書」が添付されず、「災害状況明細書」の記入内容によっても損害の程度の判定が困難な場合は、災害見舞金付加金のみを支給し、後日、提出された「り災証明書」により損害の程度を確認できたときに、災害見舞金等の追加支給を行います。
- ・ 加入者の所属する学校法人等が被災し事務の遂行が困難な状況にある場合は、学校法人等の証明欄（学校法人代表者印）がない場合でも、請求を可能とします。ただし、給付

金の送金などに支障をきたさないよう、学校法人等でも災害見舞金の請求の事実を把握していただくようお願いします。

- ・ 加入者の所属する学校法人等が被災し事務の遂行が困難で、私学事業団からの給付金の送金を受け取れない状況にある場合は、学校法人等に在職中の加入者に対する支給であっても、加入者個人の口座への送金ができます。(平成 23 年 6 月から実施予定)

(2) 現地審査による支払い

今回の大震災で被災された地域（岩手県、宮城県、福島県、茨城県（11 会場、延べ 18 日間））において、災害見舞金等の請求の現地受付・審査を実施し、給付金の速やかな送金を行いました。

(3) 災害見舞品の取り扱い

災害見舞金や災害見舞金付加金を支給するときは、災害見舞品に代えて現金 3 万円を自動でお支払いします。

掛金関係

1) 掛金・児童手当拠出金及び任意継続掛金にかかる納期限の延長の取り扱い

掛金・児童手当拠出金（以下「掛金等」という。）及び任意継続掛金について、以下のとおり取り扱います。

なお、今後の納期限の取り扱いについても、災害の復旧状況等を踏まえ対応する予定です。

(1) 対象学校法人等（①又は②のいずれかに該当する学校法人等）

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域に所在する学校法人等
- ② 大震災に伴い災害救助法の適用市町村（東京都を除く。）に指定された地域に所在する学校法人等

(2) 対象となる調定掛金等

平成 23 年 3 月 11 日以降に納期限が到来する平成 23 年 2 月調定分以降の掛金等。

- ・ 納期限を 5 月 31 日に延長している平成 23 年 2 月及び 3 月調定分掛金等も含め、納期限をさらに延長することとしました。延長後の納期限については、後日改めてお知らせします。(国税通則法にならい、災害がやんだ日から 2 か月以内の日が別途定められます。)
- ・ 納期限が延長されている間、口座振替は行わないこととしました。
- ・ 口座振替により納付している学校法人等で、延長後の納期限をお知らせする前に口座振替の再開を希望される場合には、「口座振替再開申出書」(対象学校の平成 23 年 4 月調定分の納付通知書に同封しました。)をご提出ください。再開後の振替日は、本来の納期限に基づく振替日となります。
- ・ 被災された任意継続加入者の任意継続掛金についても、学校法人等と同様の取り扱いを行います。

2) 掛金免除の特例（財特法第 42 条関係）

次の①及び②のいずれにも該当する学校法人等から、「掛金・児童手当拠出金免除申請書」により、申請があった場合において、事業団が必要と認めるときは、掛金・児童手当拠出金（以下「掛金等」という。）の納付が免除されます。

① 平成 23 年 3 月 11 日に、特定被災区域に所在する学校等を設置していたこと。

② 当該学校等が東日本大震災によって被害を受けたことにより、①の学校等に勤務する加入者に対する給与の支払に著しい支障が生じていること。

- ・ 給与の支払に著しい支障が生じている場合とは、学校等の全部又は一部が休業していること等により、概ね過半の加入者について、給与が支払われていないか又は標準給与の下限（98,000 円）に相当する給与しか支払われていない状態をいいます。
- ・ 給与にかかる掛金等が免除されている場合は、賞与等についても、概ね過半の加入者について、賞与等が支払われていないか又は賞与等の額が 101,000 円未満の場合には、賞与等に係る掛金等も免除されます。
- ・ 平成 23 年 3 月 11 日に既に掛金免除している育児休業中の加入者については、即時改定は行わないことから「概ね過半の加入者」から除きます。

(1) 免除期間

掛金等の納付が免除される期間は、平成 23 年 3 月納付分から平成 24 年 2 月納付分（児童手当拠出金については、平成 23 年 10 月納付分）までの間で、加入者に対する給与の支払いに著しい支障が生じている期間。

(2) 申請方法

掛金等免除の申請は、「掛金・児童手当拠出金免除申請書」に必要事項を記載し、事業団まで提出してください。

なお、申請に際しては、原則として事前に「標準給与の改定の特例」にかかる「標準給与改定届書」を提出してください。

(3) 免除終了届出方法

掛金等免除事由に該当しなくなったときは、「掛金・児童手当拠出金免除終了届」により事業団まで届け出てください。

長期給付関係

1) 65 歳時における年金請求の特例

(1) 本来支給の退職共済年金の決定の特例（財特法第 39 条関係）

60 歳代前半の退職共済年金（特別支給）は、65 歳で受給権が消滅するため、あらためて 65 歳からの退職共済年金（本来支給）の請求を行う必要があります。

このような仕組みを前提に、特定被災区域のうち、交通、郵便その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める区域に住所を有している場合は、65歳からの退職共済年金（本来支給）の請求がない場合でも、必要に応じて年金を決定し、支給することとなりました。

ただし、退職共済年金の支給繰下げを希望するときなどは、その旨を速やかに申し出ていただく必要がありますので、ご了承ください。

(2) 国民年金の老齢基礎年金の裁定の特例（財特法第96条関係）

① 私学共済以外の公的年金制度に加入したことがない場合

65歳に達したことに伴い、私学事業団に老齢基礎年金の請求書を提出していただく必要がありますが、特定被災区域のうち、交通、郵便その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める区域に住所を有している場合は、老齢基礎年金の請求書の提出がない場合でも、必要に応じて私学事業団から日本年金機構に進達することとなりました。

ただし、老齢基礎年金の支給繰下げを希望するときなどは、その旨を速やかに申し出ていただく必要がありますので、ご了承ください。

なお、送金先は退職共済年金と同じ受取金融機関とさせていただきます。

② 特別支給の老齢厚生年金の受給権者である場合

65歳に達したことに伴い、日本年金機構から送られてくる「現況届」形式の老齢基礎年金の請求書を提出する必要がありますが、特定被災区域のうち、交通、郵便その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める区域に住所を有している場合は、老齢基礎年金の請求書の提出がない場合でも、必要に応じて日本年金機構が年金を決定し、支給することとなりました。

③ 私学共済以外の公的年金制度に加入したことがあって②以外の場合

65歳に達したことに伴い、年金事務所で老齢基礎年金の請求手続きをする必要があります。

ただし、財特法においては特段の措置がなされていないので、老齢基礎年金の請求手続きについては最寄りの年金事務所にお尋ねください。

この特例は、平成23年3月1日から同年6月30日までの間に65歳に達する者が対象です。この対象とならない者については、従来どおり年金の請求が必要となりますので、ご注意ください。

2) 退職共済年金の額の改定の特例（財特法省令第2条関係）

加入者である退職共済年金の受給権者が学校等（甲種又は丙種）を退職（70歳みなし退職を含みます。）したときは、退職共済年金の額の改定のための請求をすることとされていますが、特定被災区域のうち、交通、郵便その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める区域に住所を有している場合は、請求がない場合でも、必要に応じて退職共済年金の額を改定し、支給することとなりました。

ただし、退職後の民間会社等への就職、または雇用保険の受給により、退職共済年金が支給停止となる場合がありますので、その場合は私学事業団へご連絡をお願いします。

この特例は、平成23年3月1日から同年6月30日までの間に退職した者が対象です。この対象とならない者については、従来どおり退職共済年金の額の改定請求が必要となりますので、ご注意ください。

3) その他、私学共済制度における取り扱い

被災されたことに伴い、添付書類が整えられない等の理由により年金の請求ができない場合、または、年金証書や現況届の紛失等でお困りの方は、個別にご相談を承っておりますので、年金第一課または年金第二課までご連絡ください。

保健関係

1) 積立貯金関係

貯金の通常の払い戻しは、毎月20日としていますが、当座の資金のため緊急の払い戻しが必要な場合に対応するため、随時に払い戻し(限度額50万円)を行います。この場合、「積立貯金払戻請求書」の余白に「緊急払戻希望」と朱記してください。「積立貯金払戻請求書」がお手元がない場合は、任意の用紙でも受け付けることができます。

なお、登録印がない場合は他の印又は拇印でも可としますが、この場合は学校法人等の確認印が必要となります。

2) 積立共済年金関係

(原則、災害救助法適用市町村に居住の方を対象とします。)

(1) 脱退一時金又は遺族一時金を請求する場合、手続書類の緩和措置をとりますので、保健課へご相談ください。

(2) 積立共済年金の保険料の振替が3か月できない場合は自動脱退の扱いとなりますが、平成23年2月分から7月分(7月6日振替分)までの保険料については、申し出により平成23年9月6日に再振替を行います。

なお、申し出の締め切りは7月31日となります。

(3) 自由選択コースにおける積立金の一部払い出し

自由選択コースにおける積立金の一部払い出しができるようになります。

一部払い出しの金額は、積立金最低2万円を残して、20万円以上、かつ積立金残高の範囲内(1万円単位)で請求ができます。積立金残高は請求時に私学事業団で確認できる金額となります。ご請求の場合は、保健課から請求用紙を送付しますのでご連絡ください。

なお、請求の締め切りは7月31日となります。

3) 共済定期保険関係

(原則、災害救助法適用市町村に居住の方を対象とします。)

- (1) 死亡保険金及び入院給付金を請求する場合、手続書類の緩和措置をとりますので、保健課へご相談ください。
- (2) 共済定期保険の保険料の振替(3月22日)及び再振替(4月22日)ができない場合は、自動脱退の扱いとなりますが、脱退とならないように入会者あてに取り扱いのご案内を5月下旬にしています。
- (3) このたびの地震については、死亡保険金の他、医療保障コース及び医療費支援コースについても支払いの対象となります。

【お問い合わせ先】

共済定期保険専用フリーダイヤル：0120(716)267

受付時間 平日 9:00～17:15

4) 人間ドック

平成22年度分の利用補助を受けるため、人間ドックの利用予約を済ませた方で、4月以降に利用を延期した場合は、平成22年度中に利用したものとして補助金を支給します(この取り扱い、加入者(任意継続加入者を含みます。)及び被扶養者の居住地又は健診機関の所在地が、大震災の被災地及び大震災に伴う計画停電の指定地域に限ります)。

なお、請求には、人間ドックの予約票など3月中に予約を取ったことが分かる書類が必要となります。

貸付関係

1) 定期償還期限の延長

激甚災害により被災をした借受人からの申し出により、2年間を限度として貸付金の定期償還期限を延長します。

対象となる貸付けの種類	一般貸付・教育貸付・結婚貸付・住宅貸付・災害貸付・医療貸付
償還期限延長の申出手続き	災害発生日から5か月以内に「定期償還期限延長承認願」(任意用紙可)及び被災証明書を提出してください。
延長期間と利息の支払い	申し出により2年間を限度として償還期限を延長します。延長期間中の利息については、延長期間終了後の償還開始時から一括又は分割払いにてお支払いいただきます。
償還延長期間中の利率	年 1.2%

2) 特例住宅貸付及び特例災害貸付

加入者（任意継続加入者は除きます）が、激甚災害により被災をしたため資金を必要とする場合には、「特例住宅貸付」及び「特例災害貸付」を受けることができます。また、貸付けを受けると同時に定期償還期限延長の申し出もできます。

(1) 特例住宅貸付の貸付け条件等

貸付限度額	貸付申込時において、加入者がその所属する学校法人等を退職したとしたならば支給されることとなる退職手当額に600万円を加えた額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）です。
償還回数	貸付金額に応じて120・180・240・360回からお選びいただけます。
団体信用生命保険	ご希望に応じて加入できます（保険約款に従います）。
添付書類	通常の住宅貸付に必要な書類及びり災証明書
申込期間	災害発生日から3年以内
貸付利率	年 1.2%

(2) 特例災害貸付の貸付け条件等

貸付限度額	標準給与の月額（62万円を限度）の6カ月分（その額が200万円を超えるときは200万円）
添付書類	り災証明書
申込期間	災害発生日から1年以内
貸付利率	年 1.2%

- * 特例住宅貸付及び特例災害貸付を申し込む場合は、貸付申込書の申込事由に「激甚災害」と記入してください。
- * り災証明書の入手が困難で用意できない場合、本人の理由書と同人が被災された旨の学校法人等の証明書（併記可）をご提出ください（任意用紙可）。
- * 財特法による即時改定をした場合の貸付限度額又は償還限度額は、改定前の標準給与を算定基礎に計算します。
また、改定後の標準給与が改定前の標準給与よりも高い場合は、改定後の標準給与を算定基礎に計算します。

施設関係

平成 23 年 6 月 30 日まで、私学事業団の宿泊施設（仙台ガーデンパレスを除く 15 施設）を被災された加入者（家族を含みます）に提供することとし、利用料金については、宿泊料を無料（食事代は実費負担）とします。宿泊希望の場合は事前に宿泊施設への予約が必要となります。

なお、仙台を除く全国 7 か所のガーデンパレスにおいては、宿泊予約状況等を踏まえつつ、政府、地方公共団体からの要請に基づき、一時的に被災者の方を受け入れる場合があります。

共通事項

死亡にかかる給付の支給に関する特例（財特法第 41 条関係）

震災等による行方不明時においては 1 年経たないと死亡の推定をすることができませんが、財特法の施行により東北地方太平洋沖地震により行方不明となった者の生死が 3 か月間わからない場合、又はその者の死亡が 3 か月以内に明らかになり、かつ、その死亡時期がわからない場合については、死亡に係る給付の支給に関する規定の適用は、平成 23 年 3 月 11 日にその者が死亡したものと推定することとなりました。

このことに伴い、以下の給付について、速やかに給付の決定又は支給を行います。

1) 対象となる給付の範囲

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 埋葬料・家族埋葬料 | (5) 特例死亡一時金 |
| (2) 弔慰金・家族弔慰金 | (6) 死亡一時金 |
| (3) 遺族共済年金 | (7) 支払い未済の給付 |
| (4) 遺族共済年金の転給 | |

2) 取り扱い

- 給付の請求の際には、死亡を証する書類（死亡診断書）等に代えて、「行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類」を添付してください。
- 加入者の死亡を推定し給付を請求するときは、給付の請求に併せ、平成 23 年 3 月 11 日死亡として「資格喪失報告書」を提出してください。
- 死亡を推定した加入者の資格喪失が、平成 23 年 3 月 11 日以外で報告されている場合は、「加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書」により訂正をお願いします。

特定被災区域

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同 郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ 崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊 郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原 町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亙理郡亙理町 同郡山 元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同 郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本宮郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡 川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐 村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同 郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金 山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白河郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡楢葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯舘村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩 市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来 市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行 方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城 里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北 相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山 市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須 郡那須町 同郡那珂川町
千葉県	千葉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

特定被災区域に準ずる市町村

青森県	三沢市 三戸郡階上町
茨城県	古河市 結城市
栃木県	足利市
千葉県	銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 八千代市 印西市 富 里市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡多古町 同郡東庄町 山武郡横芝光町